

# 1 団体傷害総合保険

【傷害総合保険】

特定感染症特約セット・天災危険補償特約セット

団体割引  
25%

保険期間 2023年8月1日から2024年8月1日まで

払込方法 退職者の方12分割払(2023年10月指定口座から引き落とし開始)

加入対象者 丸紅グループの退職者  
被保険者 丸紅グループの退職者またはご家族  
(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)

## 基本補償

### 日常生活の“万一”のための6大補償



#### 傷害補償

日本国内外を問わず、日常生活のほとんどすべての急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(注1)や特定感染症※2を発病した場合に、死亡・後遺障害保険金(注2)、入院保険金、通院保険金をお支払いします。



車にはねられてケガ    ゴルフ中のケガ    お仕事でのケガ    料理中のヤケド    スポーツ中のケガ    地震によるケガ

(注1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。  
(注2) 特定感染症を発病し死亡した場合は、死亡保険金ではなく葬祭費用保険金の支払いの対象となります。

#### 補償されない主な事故例

- ◆病気    ◆ピッケル等を使用する山岳登山
- ◆急激性がないもの: 日射病・熱射病・低温やけど・関節炎・疲労骨折・腱鞘炎・バネ指・凍傷・野球肩・ゴルフ肘・テニス肘 など
- ◆偶然性がないもの: まき爪・深爪・逆さまつげ・同一部位の繰り返し捻挫 など
- ◆外来性がないもの: 変形性膝関節症・腰痛症・椎間板ヘルニア・むちうち症 など

#### 個人賠償

#### 示談交渉サービス付 (国内で発生した事故のみ)

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



#### 補償されない主な事故例

- ◆故意による事故
- ◆同居の親族に対する事故
- ◆仕事上で起こした事故
- ◆車両(ゴルフカートを除きます。)、船舶、銃器による事故
- ◆暴行、殴打により生じた事故
- ◆地震、噴火またはこれらによる津波での事故
- ◆借戸室の貸主に対する賠償責任 など

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

#### 携行品損害

日本国内外を問わず、外出先での携行品の損壊または盗難事故を補償します。

【免責金額(自己負担額)1事故につき3,000円】

(注) 被保険者の居住の用に供される建物外において携行している身の回り品をいい、自宅内で発生した事故は対象になりません。

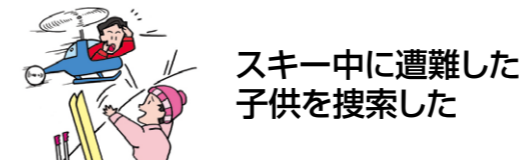


#### 補償されない主な事故例

- ◆置き忘れ、紛失    ◆地震、噴火またはこれらによる津波での事故    ◆自宅内で生じた事故
- ※以下のものは対象となりません。
- ・手形その他の有価証券(小切手は除きます。)
- ・クレジットカード、ローンカードなど
- ・携帯電話、ノートパソコン等携帯式電子機器
- ・コンタクトレンズ、眼鏡、入れ歯
- ・動物、植物    ・自動車、自転車、ヨット    ・漁具 など

#### 救援者費用

日本国内外を問わず、旅行中、キャンプ中、ハイキング中などにおいて遭難したり、死亡したり、ケガにより入院(継続して14日以上)した場合に必要な費用を補償します。



海外旅行中にケガで入院した奥さまのもとに駆けつけた

#### 補償されない主な事故例

- ◆自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- ◆酒気を帯びた状態での運転、無資格運転による事故または麻薬等の影響下の事故
- ◆脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- ◆戦争、暴動などによる事故(テロ行為を除きます。)
- ◆地震、噴火またはこれらによる津波での事故
- ◆故意による事故 など

#### キャンセル費用※1

日本国内外を問わず、本人・配偶者・1親等内の親族の死亡または入院により予約していたサービスをキャンセルした場合のキャンセル費用を補償します。  
【免責金額(自己負担額)1事故につき1,000円または損害額の20%のいずれか大きい額】



#### 補償されない主な事故例

- ◆故意、自殺行為、犯罪行為による場合
- ◆むちうち症や、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ◆妊娠、出産、早産、流産等による入院
- ◆提供を受けるサービスが仕事上のものである場合
- ◆サービスの予約前にキャンセル事由が生じていた場合 など

#### 特定感染症葬祭費用

特定感染症※2を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。

※1 死亡がキャンセル事由である場合および入院がキャンセル事由である場合は、死亡および入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスが対象です。ただし、被保険者の死亡の場合は日数を問いません。詳細については、約款をご確認ください。  
※2 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2023年3月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。  
(注) 今後取扱いが変更となる場合があります。

ケガ・賠償の補償

# 保険金額と保険料

## 特定感染症危険補償特約セット・天災危険補償特約セット

保険期間 1年間、団体割引 25%適用  
 ・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約

### 基本補償

加入タイプ		CAタイプ	CBタイプ	CCタイプ
月払保険料		4,900円	8,200円	13,190円
本人	死亡・後遺障害	300万円	500万円	1,000万円
	入院保険金日額	4,000円	6,000円	10,000円
	通院保険金日額	2,000円	4,000円	6,000円
	特定感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
配偶者	死亡・後遺障害	300万円	500万円	1,000万円
	入院保険金日額	4,000円	6,000円	10,000円
	通院保険金日額	2,000円	4,000円	6,000円
	特定感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
親族	死亡・後遺障害	300万円	500万円	1,000万円
	入院保険金日額	4,000円	6,000円	10,000円
	通院保険金日額	2,000円	4,000円	6,000円
	特定感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
個人賠償		3億円	3億円	3億円
携行品損害*1		30万円	30万円	30万円
救援者費用		500万円	500万円	500万円
キャンセル費用*2		30万円	30万円	30万円

加入タイプ		BAタイプ	BBタイプ	BCタイプ
月払保険料		2,710円	4,480円	7,110円
本人	死亡・後遺障害	300万円	500万円	1,000万円
	入院保険金日額	4,000円	6,000円	10,000円
	通院保険金日額	2,000円	4,000円	6,000円
	特定感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
配偶者	死亡・後遺障害	300万円	500万円	1,000万円
	入院保険金日額	4,000円	6,000円	10,000円
	通院保険金日額	2,000円	4,000円	6,000円
	特定感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
個人賠償		3億円	3億円	3億円
携行品損害*1		30万円	30万円	30万円
救援者費用		500万円	500万円	500万円
キャンセル費用*2		30万円	30万円	30万円

加入タイプ		Jタイプ	AAタイプ	ABタイプ	ACタイプ
月払保険料		500円	1,570円	2,510円	3,940円
本人	死亡・後遺障害	10万円	300万円	500万円	1,000万円
	入院保険金日額	800円	4,000円	6,000円	10,000円
	通院保険金日額	600円	2,000円	4,000円	6,000円
	特定感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	300万円
個人賠償		3億円	3億円	3億円	3億円
携行品損害*1		15万円	30万円	30万円	30万円
救援者費用		なし	500万円	500万円	500万円
キャンセル費用*2		なし	30万円	30万円	30万円

\*1 携行品損害は1事故につき3,000円が免責金額(自己負担額)となります。

\*2 キャンセル費用は1事故につき1,000円または損害額の20%のいずれか大きい額が免責金額(自己負担額)となります。

# 旧タイプでの継続プラン

### ご注意

このページに記載のタイプは、新規募集を停止したタイプです。このページに記載のタイプへ新規加入・タイプの変更はできません。既加入者の方は、加入タイプをご確認ください。

### ＜加入プランと保険金額(特定感染症危険補償特約セット)＞

プラン名	加入タイプ	月払保険料	①ケガの補償											②個人賠償	③携行品損害*1	④救援者費用	⑤キャンセル費用*2	⑥法律相談費用自己負担額1,000円 弁護士委任費用(自己負担割合10%) 通算300万円限度 通算10万円限度	
			本人				配偶者				親族								
			死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額	特定感染症葬祭費用	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額	特定感染症葬祭費用	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額						特定感染症葬祭費用
個人型プラン 弁護士費用補償あり	MJ	1,280円	10万円	1,300円	900円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	MQ	2,220円	300万円	4,000円	2,000円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	M7	4,830円	1,100万円	10,000円	6,500円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	MP	8,170円	2,900万円	15,000円	10,000円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	OC	3,600円	400万円	6,000円	3,500円	300万円	300万円	5,000円	2,500円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家族型プラン	1	4,530円	500万円	5,000円	3,000円	300万円	300万円	3,500円	2,000円	300万円	200万円	1,500円	1,000円	300万円	-	-	-	-	-
	2	6,170円	600万円	6,500円	4,000円	300万円	400万円	4,500円	3,000円	300万円	400万円	3,000円	1,500円	300万円	-	-	-	-	-
	3	7,980円	700万円	8,000円	5,000円	300万円	500万円	6,000円	4,000円	300万円	500万円	4,500円	2,500円	300万円	-	-	-	-	-
	4	9,530円	700万円	10,000円	6,500円	300万円	500万円	8,000円	5,000円	300万円	500万円	5,500円	3,500円	300万円	-	-	-	-	-
	5	16,950円	1,400万円	15,000円	10,000円	300万円	1,200万円	13,000円	8,500円	300万円	1,200万円	10,000円	7,000円	300万円	-	-	-	-	-
夫婦型プラン	C	4,260円	400万円	6,500円	4,000円	300万円	300万円	6,500円	4,000円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	B	6,110円	1,000万円	8,000円	5,000円	300万円	800万円	8,000円	5,000円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	A	7,980円	1,400万円	10,000円	6,500円	300万円	1,200万円	10,000円	6,500円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	S	10,680円	1,400万円	15,000円	10,000円	300万円	1,300万円	15,000円	10,000円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	OC	3,600円	400万円	6,000円	3,500円	300万円	300万円	5,000円	2,500円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人型プラン 弁護士費用補償なし	OQ	1,390円	300万円	3,500円	1,500円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Q	1,570円	300万円	4,000円	2,000円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6	2,510円	500万円	6,000円	4,000円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7	4,180円	1,100万円	10,000円	6,500円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8	5,740円	2,000万円	12,000円	8,000円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
P	7,520円	2,900万円	15,000円	10,000円	300万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は、入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

※携行品損害、救援者費用、キャンセル費用の保険金額は、保険期間を通じ被保険者1名ごとに加入者証記載の保険金額を適用します。

※団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。

※次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

### 家族型プラン・夫婦型プランの被保険者の範囲とは？

家族型プランの被保険者は次の通りです。  
 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人または配偶者の同居の親族 ④本人または配偶者の別居の未婚の子  
 夫婦型プランの被保険者は次の通りです。  
 ①本人 ②本人の配偶者  
 ◆上記はすべて事故発生時での続柄で判断します。

### 個人賠償責任の被保険者の範囲とは？

個人賠償責任の被保険者は次の通りです。  
 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年または責任無能力者である場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する事故にかぎります。⑥②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。  
 ◆なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の子は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。※(注1)は本人の親族、(注2)は責任無能力者の親族に限定されます。



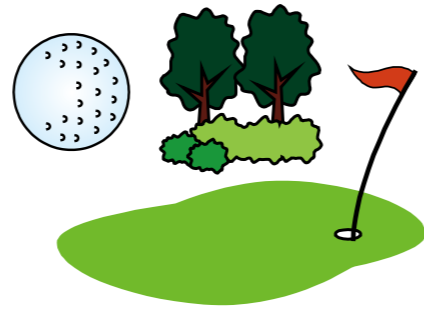
□オプション補償

## [ホールインワン・アルバトロス特約]

### ゴルファーの“万”のための追加補償

日本国内の9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するゴルフ場において、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する次の費用を保険金額を限度にお支払いします。

- (1) 贈呈用記念品購入費用(ただし、貨紙幣、有価証券、商品券、特注以外のプリペイドカードは除きます。)
- (2) 祝賀会費用…(ホールインワン・アルバトロスを行った日から3か月以内)
- (3) ゴルフ場に対する記念植樹費用
- (4) 同伴キャディに対する祝儀
- (5) その他慣習として負担することが適当であると損保ジャパンが認める費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。



☆上記(5)の費用として緑化事業に対する寄付を希望される場合は、損保ジャパンと提携する下記団体にお支払いすることができます。  
 詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
 <名称> 公益社団法人 ゴルフ緑化促進会  
 <所在地> 〒107-0052 東京都港区赤坂2-20-5 デニス赤坂ビル5階

**ご注意ください**

## ゴルファー保険との違い

ゴルファー保険と傷害総合保険では、補償の範囲、自己負担額等が異なります。内容を十分ご確認ください。

### 補償されない主な事故例

- ◆ 海外のゴルフ場でのホールインワン・アルバトロス
- ◆ パターゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、ケイマンゴルフ等のゴルフ類似のスポーツ競技におけるホールインワン・アルバトロス
- ◆ ゴルフ場の経営者、使用人がそのゴルフ場で行ったホールインワン・アルバトロス など

保険種類	丸紅グループ傷害総合保険	ゴルファー保険
傷害	国内外を問わず	ゴルフ場構内
賠償責任	国内外を問わず	ゴルフの練習・プレー・指導中のみ
携行品 損害	対象物	身の回り品
	補償範囲	居住する住宅の外
	自己負担	自己負担額1事故につき3,000円
	限度額	1事故あたり限度額は期間通算限度額と同額

オプション特約のみでのご加入はできません。  
 必ず主契約にご加入いただいたうえで、追加でご加入ください。

□保険金額と保険料

保険期間 1年、団体割引 25%適用

### ホールインワン・アルバトロス特約

#### 特約家族型プラン

特約タイプ	保険金額	月払保険料
Z3	30万円	630円
Z5	50万円	1,050円
Z10	100万円	2,100円

※基本補償が家族型の場合にセット可能

#### 特約夫婦型プラン

特約タイプ	保険金額	月払保険料
Y3	30万円	400円
Y5	50万円	660円
Y10	100万円	1,320円

※基本補償が家族型または夫婦型の場合にセット可能

#### 特約個人型プラン

特約タイプ	保険金額	月払保険料
X3	30万円	260円
X5	50万円	440円
X10	100万円	880円

※基本補償がいずれの型でもセット可能

□保険金お支払例

#### 例1 / ケガ

### ケガによる長期の入院・通院も補償

- ① 個人型「AAタイプ」加入の場合
- ② 事故状況：地震発生時、落下物により大腿部骨折
- ③ 保険金お支払額
  - 入院保険金日額 × 50日
  - 通院保険金日額 × 30日
  - 手術保険金（入院中の手術）



**340,000円**

#### 例2 / 携行品損害

### 海外での携行品の破損も補償

- ① 個人型「AAタイプ」加入の場合
- ② 事故状況：ゴルフプレー中、誤ってゴルフクラブを破損してしまった。
- ③ 保険金お支払額
  - ゴルフクラブの損害 50,000円  
 (お支払いは新価払となります。)
  - 自己負担額 3,000円



**47,000円**

#### 例3 / 賠償責任

### 訴訟費用にも対応

※加害者となった場合

- ① 家族型 CAタイプ加入の場合
- ② 事故状況：ご加入者の妻が自転車で走行中、他人に衝突し死亡させてしまった。
- ③ 保険金お支払額
  - 慰謝料等の賠償金
  - 訴訟費用



**17,600,000円**

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。  
 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。  
 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## 1 傷害総合保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 丸紅株式会社
- 保険期間 : 2023年8月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 2023年7月14日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - 加入対象者 : 丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の退職者
  - 被保険者 : 丸紅株式会社およびその子会社・関連会社の退職者またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
- 【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。  
 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。  
 ※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法 : 【退職者の方】2023年10月から毎月口座引き落としとなります。(12回払)  
 中途加入の場合は、丸紅セーフネットにお問い合わせください。
- お手続方法 : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご入窓口の丸紅セーフネットまでご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は丸紅セーフネットまでお問い合わせください。  
 (注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別別表は、職種別別表をご確認ください。

- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2024年8月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より、退職者の方は指定口座から毎月引き落としとなります。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、丸紅セーフネットまでご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が増加となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
  - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
  - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	<b>死亡保険金</b> 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <b>死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</b>	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態で運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合)
	<b>後遺障害保険金</b> 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 <b>後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</b>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	<b>入院保険金</b> 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 <b>入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(180日<sup>(※)</sup>限度)</b> (※)入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。	⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー一搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	<b>手術保険金</b> 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> <b>手術(重大手術<sup>(※3)</sup>以外)</b> <b>&lt;入院中に受けた手術の場合&gt; 手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍)</b> <b>&lt;外来で受けた手術の場合&gt; 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</b> <b>重大手術<sup>(※3)</sup></b> <b>手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍)</b> <b>(注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。</b> (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔膜鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	
賠償責任	<b>通院保険金</b> 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <b>通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</b> (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長骨管等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
	<b>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】</b> 特定感染症 <sup>(※)</sup> を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2023年3月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。))等が該当します。 (注)今後取扱いが変更となる場合があります。	
賠償責任	<b>個人賠償責任(注)</b> 日本国内または国外において、被保険者 <sup>(※1)</sup> が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 <sup>(※1)</sup> の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品) <sup>(※2)</sup> を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 <sup>(※3)</sup> を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 <sup>(※1)</sup> 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害
	<b>国内外補償</b>	



保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (注)	能力者の親族にかぎります。)、ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ <sup>(※2)</sup> または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取
国内外補償	(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用をいいます。	(※1) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの  (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
物の損害の補償	偶然な事故により携行品 <sup>(※1)</sup> に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額 <sup>(※2)</sup> を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度 <sup>(※3)</sup> とします。  (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。))外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化
国内外補償	(※1) 次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。 ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ. 交通費 救援者 <sup>(※3)</sup> の現地 <sup>(※4)</sup> までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。)、 ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)、 エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が戻りしを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ. 雑雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。))。 (※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。 (※3)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。))をいいます。 (※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
国内外補償		

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
キャンセル費用 (注)	被保険者、被保険者の配偶者または1親等内の親族の方の死亡、傷害または疾病による入院(以下「キャンセル事由」といいます。))により、被保険者が予約していた特定のサービス(旅行等)の提供を受けられなくなった場合、被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用から免責金額(キャンセル事由の発生1回につき1,000円またはそのキャンセル費用の20%のいずれか高い額)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、キャンセル費用の保険金額を限度とします。 (注) 被保険者の続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合は、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。	①提供されるサービスが被保険者の職務遂行に係るものである場合 ②故意または重大な過失 ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)) ⑤無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ⑥妊娠、出産、早産または流産による入院 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
国内外補償	日本国内にあるゴルフ場 <sup>(※1)</sup> においてゴルフ競技 <sup>(※2)</sup> 中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が償還として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用 <sup>(※3)</sup> ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他償還として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)) (※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。))し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。))。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 <b>★ご注意ください!</b> ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときに限り、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃 <sup>(※4)</sup> しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃 <sup>(※4)</sup> しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。))が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者 <sup>(※5)</sup> が目撃 <sup>(※4)</sup> しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※4) ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 (※5) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工業者をいいます。	①ゴルフの競技または指導を職業としての方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス
費用の補償	ホールインワン・アルバトロス費用 (注)	
国内外補償		

(注) 補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。  
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html</a> )
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 <sup>(※1)</sup> および同性パートナー <sup>(※2)</sup> を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。



用語	用語の定義
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。  
★被保険者ご本人の職業または職務  
★他の保険契約等(※)の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。  
\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。  
\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

### 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞  
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞  
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞  
すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。  
※中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。  
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。  
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合  
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>(※)</sup> 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。  
(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。  
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。  
(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。  
幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	70%
東京海上日動火災保険株式会社	25%
三井住友海上火災保険株式会社	5%

### 9. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。  
(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。  
(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。  
(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

### 10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

- 1 団体傷害総合保険 2 弁護のちから 3 がんの補償(がん特約 単独加入プラン)  
4 介護一時金の補償(介護一時金支払特約 単独加入プラン) 5 新・団体医療保険 6 親子のちから

### ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 | <input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法        |
| <input type="checkbox"/> 保険金額                   | <input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと |
| <input type="checkbox"/> 保険期間                   | <input type="checkbox"/> 対象期間               |

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 対象者および被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。  
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。  
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

**【補償重複についての注意事項】**

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。

**【「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】**

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

**【注意事項】**

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

**【団体傷害総合保険にご加入される方のみご確認ください】**

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

- ※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。  
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

**【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】**

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。  
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。  
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)  
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
●加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、丸紅セーフネットまでご照会ください。

### \*MEMO\*

Dotted lines for memo writing.